

要介護認定調査委託契約書

北秋田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、要介護認定調査（以下「認定調査」という。）の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（委託内容）

第1条 甲は、認定調査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（実施方法）

第2条 甲は、乙に対し、調査対象者を通知する。乙は、当該調査対象者に対し、認定調査を実施し、その結果を受領後甲の定める期日までに甲に報告する。また、事情により、期日までに報告できない場合は、事前に甲に連絡するものとする。

（受託者の義務）

第3条 乙は、原則介護保険法に規定する介護支援専門員に認定調査を行わせるものとする。

- 2 乙は、受託業務の開始に際しては、予め認定調査に従事する者に係る名簿、資格等を有する証明書及び研修修了証の写しを甲に提出するものとする。
- 3 乙は、認定調査に従事する者について、その研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めるものとする。
- 4 乙は、認定調査に従事する者に対し、以下の任務を遂行させる義務を甲に対して負うものとする。
 - (1) 対象者への訪問を行うとともに、認定調査を適正に実施する。
 - (2) 速やかに甲に認定調査の調査結果を報告する。

（委託料）

第4条 甲は、認定調査の委託料として、次に定めるところにより、算定される額を乙に支払うものとする。

認定調査 1 件あたり	居宅	4, 000 円 (税込 4, 400 円)
	施設	2, 500 円 (税込 2, 750 円)

ただし、「施設」とは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院および指定地域密着型介護老人福祉施設に入所する者について当該施設職員が行う調査をいう。

（委託料の支払い）

第5条 乙は毎月業務終了後、甲の定める期日までに当該月の費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項に基づき乙からの適正なる請求書の受理後 30 日以内に、甲の定める指定金融機関において乙に対し、委託料を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第6条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が特別に認める場合については、この限りではない。

（業務実施の指示）

第8条 甲は、委託業務について、乙に必要な指示をすることができるものとする。

（移動手段）

第9条 認定調査に必要な移動の手段は、乙が用意するものとする。

（秘密の保持）

第10条 乙及び認定調査に従事する者は、委託業務の実施に当たり業務上知り得た認定調査の対象者又はその家族の秘密を洩らしてはならない。

（事故発生時の対応）

第11条 乙は、認定調査の際に、事故が発生した場合には速やかに甲、要介護認定調査の対象者の家

族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、認定調査の対象者に対する認定調査により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 乙は、受託業務に関する書類を事業所に整備しなければならない。

(報告書の提出)

第13条 乙は、受託業務の実施状況を甲の定める期日までに文書により甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、必要と認めるときは乙に受託業務の実施状況の報告を求めることができる。

(立ち入り調査)

第14条 甲は、委託業務について、乙の事業所に対し、立ち入り調査し、必要な報告を求め、委託業務の実施について必要な指示を乙に与えることができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙に次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設の指定を取り消されたとき。
(2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員、整備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準、又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準に違反し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。
(3) 居宅介護サービス計画作成及び居宅介護サービス利用の予約や特定の居宅介護支援事業者の広告などの不正な調査を行うなど本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(疑義の解決)

第16条 本契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

(委託期間)

第17条 本契約の有効期間は契約日から令和8年3月31日までとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 委託者 秋田県北秋田市花園町19-1

北秋田市長 津 谷 永 光

乙 受託者